

会議録（１）

会議の名称	第 67 回飯能都市計画事業双柳南部土地区画整理審議会
開催日時	平成 30 年 2 月 9 日（金） 開会 13 時 40 分 閉会 15 時 20 分
開催場所	土地区画整理事務所
議長氏名	野口 勲
出席委員	野口 勲、荻原 時造、栗原 正男、大塚 宏美、島田 隆男、 岩澤 太朗、栗原 弘、宮内 重利、倉田 春路、井上 喜太郎
欠席委員	なし
説明者の職氏名	換地補償担当 主幹 進藤 司 工務担当 主査 長田 博史 管理・企画担当 主幹 赤羽 英紀
傍聴者の数	2 人
会議次第	別紙会議次第のとおり
配布資料	地元説明会（第 3 回）資料 3 部
事務局職員職氏名	区画整理課長 加治 茂 管理・企画担当 主幹 赤羽 英紀、主査 中村 輝義、 主任 吉田 昌弘、主任 鈴木 大輔、 換地補償担当 主幹 進藤 司、主事 高橋 一史 工務担当 主幹 宮寺 裕章、主査 長田 博史 主査 吉田 京司

会議録（２）

議事の概要（経過）・決定事項

- 1 開会（13時40分）
- 2 あいさつ
・会長
- 3 議事（公開）
 - (1) 仮換地指定及び換地設計の軽微な変更について（報告）
 - ・ 仮換地指定及び換地設計の軽微な変更について、事務局より説明し、委員より意見等をいただいた。
 - (2) 平成29年度事業進捗状況について（報告）
 - ・ 平成29年度事業進捗状況について、事務局より説明し、委員より意見等をいただいた。
 - (3) 事業計画の見直しについて（報告）
 - ・ 事業計画の見直しについて、事務局より説明し、委員より意見等をいただいた。
- 4 その他
 - ・ 審議会委員の任期満了に伴う選挙について、事務局より説明を行った。
- 5 閉会（15時20分）

会議録（３）

発言者	発言内容
管理・企画担当主任	<p style="text-align: right;">（開会 13時40分）</p> <p>皆さんこんにちは。 委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。 本日の司会をさせていただきます、事務局の吉田と申します。よろしく願いいたします。 開会にあたりまして、いくつかご報告を申し上げます。土地区画整理審議会につきましては、土地区画整理法第62条第3項の規定により、委員の半数以上の出席が会議開催の条件となっております。本日は委員全員の出席をいただいておりますので、会議が成立することを報告いたします。なお、本日の会議は公開となっております。 傍聴の方にも会議で用います資料を用意しておりますが、閲覧用となっておりますので、お帰りの際は受付へご返却をお願いいたします。 会議は、お手元に配付してあります次第に基づき進行させていただきます。 それでは改めまして、ただ今から第67回双柳南部土地区画整理審議会を始めさせていただきます。 開会にあたりまして、加治課長からごあいさつを申し上げます。</p>
課長	<p>（あいさつ）</p>
管理・企画担当主任	<p>続きまして野口会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>（あいさつ）</p>
管理・企画担当主任	<p>ありがとうございました。それでは、会議に入らせていただきます。会長に進行をお願いします。</p>
会長	<p>それでは会議を進行します。 はじめに今回の議事録署名委員を指名したいと思います。審議会会議規則第10条第2項の規定により、出席委員2名を指名することになっております。つきましては、3番、栗原委員、4番、大塚委員の2名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）</p>
会長	<p>本日の署名委員として、3番、栗原委員、4番、大塚委員の2名を指</p>

	<p>名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日は議事等の審議事項がございませんので事務局に進行をお返しします。</p>
管理・企画担当主任	<p>ありがとうございました。続きまして、次第の3、報告に移ります。</p> <p>(1) 仮換地指定及び換地設計の軽微な変更について、事務局よりご説明いたします。</p>
換地補償担当主幹	<p>換地補償担当の進藤と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>私から(1) 仮換地指定及び換地設計の軽微な変更について、ご説明いたします。(双柳南部地区の位置を説明)</p> <p>今回、ご報告させていただく箇所は2か所ございまして、23街区と56街区になります。</p> <p>まず、初めに56街区についてご説明いたします。</p> <p>仮換地分割の一覧表をご覧ください。上の表が分割前、下の表が分割後になります。左側が従前の土地、右側が仮換地になります。</p> <p>分割前の従前地が大字双柳字巽原 885-1、地目は畑、登記地積が 1123 m²です。仮換地については、56 街区 16 画地、仮換地地積が約 847 m²になります。</p> <p>分割後の従前地が大字双柳字巽原 885-1、地目は畑、登記地積 1108 m²に対して、仮換地が 56 街区 16 画地、仮換地地積が約 836 m²になり、大字双柳字巽原 885-4、地目は畑、登記地積 14 m²に対して、仮換地が 56 街区 19 画地、仮換地地積が約 11 m²となる 2 画地に分割いたしました。</p> <p>続きまして、23 街区についてご説明いたします。</p> <p>分割前の従前地が大字双柳字東原 1,043、地目は畑、登記地積が 557 m²です。仮換地については、23 街区 1 画地、仮換地地積が約 351 m²になります。</p> <p>分割後の従前地が大字双柳字東原 1,043-2、地目は畑、登記地積 187 m²に対して、仮換地が 23 街区 1 画地、仮換地地積が約 117 m²、大字双柳字東原 1,043-3、地目は畑、登記地積 178 m²に対して、仮換地が 23 街区 18 画地、仮換地地積が約 117 m²、大字双柳字東原 1,043-4、地目は畑、登記地積 190 m²に対して、仮換地が 23 街区 19 画地、仮換地地積が約 117 m²となる 3 画地に分割いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
管理・企画担当主任	<p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>委員の皆様からご質問等ございますか。</p>
委員	<p>仮換地の分割については、市の方で分割するのですか。</p>
換地補償担当主幹	<p>仮換地分割の手続きについては市の方で行いますが、土地家屋調査士などの分割図面等については、申請者の個人負担で行います。</p>
管理・企画担当主任	<p>他に委員の皆様から何かございますか。</p>

	(なしの声あり)
管理・企画担当主任	続きまして、(2)平成 29 年度の事業進捗状況について事務局よりご説明いたします。
工務担当主査	<p>工務担当の長田と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>平成 29 年度工事の整備状況を説明いたします。</p> <p>双柳南部地区では、2 か所の工事を行っています。</p> <p>まず、工事箇所①について説明します。地区行政センター前を東西に走る東原巽原線に接続する 9m 道路です。一部区間が整備済みでありましたが、今回の工事で路線整備が完了します。</p> <p>写真をご覧ください。それぞれ南側、北側から見たもので、両側に歩道を整備しています。現在工事中ですが、3 月中に整備が完了する予定です。</p> <p>続きまして、工事箇所②になります。</p> <p>通称、ショッピングセンターの西側にある 8m 道路に接続する、4m 道路です。元々通り抜けのできない道路でありましたが、今回の整備により東西の通り抜けが出来るようになります。側溝の設置が完了しこの後アスファルト舗装を予定しています。</p> <p>続きまして、下水道の整備状況です。</p> <p>緑のラインが、今年度、整備が完了し、利用開始が出来るものです。概ね、道路工事箇所と、昨年度からの延伸箇所に下水道を整備しています。赤いラインは深く設置された幹線であり、取出し工事は出来ません。</p> <p>今年度の建物移転については、全部で 4 件になります。</p> <p>説明は以上です。</p>
管理・企画担当主任	事務局からの説明は以上です。
委員	委員の皆様からご質問等ございますか。
委員	赤いラインの下水道はどのような下水道ですか。
工務担当主査	こちらは深く設置された下水道管であり、取り出しができない管になります。今後、その上にサービス管を入れていく予定です。
委員	その下水道の末端はどちらに流れていきますか。
工務担当主査	末端は南に流れていくようになります。
委員	現時点でその下水道管を通過して岩沢方面へ流れているのですか。
工務担当主査	現時点では、管の布設工事をしたのみで使用はしておりません。
委員	今回の着色してある道路工事箇所については、下水道も一緒に整備

	<p>をしているのですか。</p>
工務担当主査	<p>そうです。</p>
委員	<p>では、今工事している 9m 道路については、下水道は整備されていなかったのですか。</p>
課長	<p>今回工事している 9m 道路については、道路の両側に下水道管が入る計画になっており、これまでは道路西側だけに入っていました。今回、完成型で道路整備をいたしますので、東側にも下水道管を入れていくということです。</p>
委員	<p>東側は畑や公園ですが、下水道を布設する必要があるのですか。</p>
課長	<p>道路東側は公園用地や畑ですが、今回の道路整備をする際にあらかじめ道路東側にも下水道管を入れて整備をしておくことで将来、畑を宅地化する際に利用できるということで入れさせていただいております。</p>
委員	<p>(都) 東原巽原線から北側はほぼ下水道が整備されていると思っていましたが、そうではないのですか。</p>
課長	<p>今回工事する 9m 道路の東側は整備されてなかったということです。</p>
委員	<p>それでは今回の道路整備で下水道が両側に入り、正常な形になるということでしょうか。</p>
課長	<p>そうです。</p>
委員	<p>今、わかっている下水道の状況について教えてください。</p>
課長	<p>現在、岩沢から上がってきている下水道幹線については、国道 299 号までできています。今まではポンプアップで西へ送っていましたが、その切り替えをしているかは、下水道課の確認が取れていないため、わかりません。</p>
委員	<p>わかりました。出来るだけ早く整備を進めてください。</p>
管理・企画担当主任	<p>他に委員の皆様から何かございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>続きまして、(3) 事業計画の見直しについて事務局よりご説明いたします。</p>

管理・企画担当の赤羽と申します。よろしくお願ひいたします。
それでは(3)事業計画の見直しについて説明させていただきます。
今まで説明会を2回開催いたしました。

1 回目の説明会では、この地区がおかれている長期化や生活環境が改善されないなどの現状や課題などについて、皆さまに状況を把握していただくこと、また、このことについて十分ご理解をいただき、このおかれている状況を情報として共有していただくことを第1の目的としながら、これからのまちづくりをどうしたら良いか、その方向性などについて説明を行ったところです。

2 回目では、アンケート結果などを踏まえ、当地区の課題である長期化を解消し、生活環境の改善を実現するための具体的方策として区域を縮小し、現況を生かすことで建物移転の削減を図りながらも一定の整備水準を保った新たな整備計画(案)をご提示させていただいたところです。見直し(案)は、期間短縮、権利者負担の軽減、事業費の削減などの効果も期待でき、事業自体のスリム化が実現できるものと考えているところです。

今回の説明会では、事業見直し後においても良好な市街地を形成し、一体的なまちづくりを推進するため前回でも説明させていただいた地区計画の概要について、また、整備計画(案)の一部変更点などについて説明を進めさせていただきます。

2 ページをご覧ください。本日の説明の内容になります。

- 1 整備計画図(案)の変更点について
- 2 地区計画(素案)の概要について
- 3 今後の予定について

概ね30分程度の説明を行い、その後質疑応答をお受けさせていただきます。

3 ページをご覧ください。

- 1 整備計画図(案)の変更点についてです。

前回、整備計画図(案)をお示しさせていただきました整備計画(案)については、皆さまからのご意見をお聞きする機会を設けさせていただき計画図の縦覧についても実施したところです。縦覧には、58権利者(延べ80人)の方々にご覧いただきご意見やご要望、見直し後の整備の進め方など、お受けをしたところです。

変更につきましては、いただいたご意見やご要望を踏まえ、将来にわたりこの地域にとっての必要性や妥当性などを勘案し、検討を加えました。その変更点についてご説明いたします。

変更点は全部で4点ございます。

4 ページをご覧ください。

1 点目は、公園位置の変更になります。この公園は現計画において1号街区公園として計画され、現在その一部を暫定的に開放しています。その公園の位置については、地域また周辺の住民の方々、利用者の方々から暫定ではありますが、すでに機能的には公園として認知されていることもあり、変更する必要性が低いといったご意見なども伺っております。このような状況を考慮し暫定解放している位置を公園に変更しようとするものです。

5 ページをご覧ください。

2 点目は、公園の追加になります。整備計画（案）では、新光地区に公園がございませんでしたが、公園は地域の方々にとってコミュニティを形成する場であり、さらには、一時的な防災の拠点となりうることも勘案し追加することといたしました。

6 ページをご覧ください。

3 点目は、区画道路の追加になります。現計画では、歩行者専用道路に沿い、都市計画道路東原異原線に接続する区画道路がありますが、お示した計画（案）では、廃止となっておりますが、地域周辺の利便性は維持できないかといったご意見などもいただくとともに、関係する権利者さまからも利便性の向上が図られることから代替となる区画道路の追加の申し入れがあり、この位置に幅員 6m (L=約 35m) の区画道路を追加することといたしました。この追加に関しては、区画道路を含む歩行者専用道路の交差点からの距離が短くならない位置、また、権利者の負担が伴う追加であります。

7 ページをご覧ください。

4 点目は、歩行者専用道路の線形を一部変更するものです。

見直しの考え方の 1 つに、現況を重視しながら、建物移転の削減を図ることで長期化を解消するといった目標がございます。この部分において歩行者専用道路の線形を変更することで、建物移転の抑制が図られると判断できることから変更を行おうとするものです。

以上が変更に関するものになります。なお、このような変更については、必要性や妥当性などと合致したものでなければなりませんし、権利者負担を背負っていただかなければならないこともございます。そのことについては、十分ご留意いただきたいと思います。

8 ページをご覧ください。

地区計画を策定する目的になります。区画整理の見直し（案）は、ご案内のとおり、区域を縮小し、区画整理を継続する区域と除外する区域に区分することを予定しております。このようなことから、除外される区域についても良好な市街地を形成し、一体的なまちづくりを推進する担保とするため、都計法第 12 条の 4 に規定する地区計画を定めようとするもので、この見直しを契機に、「地区の健全な発展」や「良好な市街地環境の創出と将来において維持・保全」を図り、市街地環境整備を推進していくことを目的としております。

9 ページをご覧ください。

地区計画を策定するにあたり、地区の成り立ちや土地利用、建築物などの状況を把握することで、「地域課題」が明らかになります。地域の特性をしっかりと確認することがまちづくりを進める上で必要であると考えております。当地区につきましては、良好な市街地整備を目的とし、平成 4 年から区画整理事業を開始しております。開始から 25 年が経過し事業自体が長期化している状況にあり、現在、事業の見直しを進めているところであります。

10 ページから 12 ページを順にご覧ください。

ここからは (1) 地域形成 (2) 土地利用状況 (3) 建築物等の傾向について、ご覧いただきます。

(1) 地域形成では、当地区には幹線道路である国道 299 号、通称産業道路の沿道には、工場や店舗などが立地し、幹線道路から内に入ると住宅と農地が点在しているという状況です。住宅地は、昭和 40 年代から 50 年代をピークに住宅が立ち並び、今の市街地を形成してきたという歴史的背景がございます。

(2) 土地利用状況では、住宅地は地区の全域に集落を形成し、その中に農地が点在しています。工場やスーパーなどの店舗は、幹線道路沿いに集中し、生活するには特に利便性の高い地域であると言えます。

(3) 建築物等の傾向では、当地区は目立った建築物の高層化はなく、住居系ではその大多数が 2 階建てであります。なお、当地区の住宅敷地は 100 m²程度が多く、敷地が広い古くからの屋敷のようなものがないことが、当地区の特性と言えると考えています。

13 ページをご覧ください。

(4) 地区計画とは、まとまった地区を対象に地域の問題・課題を解決するため、また、良好な街並みや景観形成を守っていくため地域の实情にあわせたルールを定めるものです。地区計画のイメージとしてはどのようなまち、たとえば、地域特性を生かした将来都市像などを目標に定め、その目標を実現するための方針を定めていきます。定めた方針に基づき、実現性を担保するため、道路・公園の計画や建築物に関する制限などの地区整備計画を定めていくこととなります。

14 ページをご覧ください。

ここでは、(5)「地区計画の目標」、「区域の整備・開発及び保全に関する方針」の 2 つについて説明いたします。

はじめに、地区の名称については、「双柳南部地区地区計画」と定めたいと考えております。位置及び面積については、ご覧のとおりです。

目標は望まれるまちづくりの基本的方向性、まちづくりの進め方を示したものであること、方針については、地区計画の目標を実現するための方策を示したもので、「土地利用に関すること」、「地区施設に関すること」、「建築物等の整備に関すること」の 3 つに分類しています。

15 ページをご覧ください。

(6) 地区計画の目標につきましては、当地区は、区画整理を継続する区域とその周辺の区域について、地区の特性を生かしながら都市基盤整備を行い、健全な土地利用の誘導を図り、自然環境と調和した良好な市街地環境の創出し、それらが将来においても維持・保全が図られるよう、地区計画を定めようとするものです。

16 ページをご覧ください。

(7) 区域の整備、開発及び保全に関する方針についてです。

区域の整備、開発及び保全に関する方針については、「土地利用、地区施設の整備、建築物等の整備」の 3 つの方針を掲げています。

土地利用の方針としては、良好な居住・産業環境の創出を図るため、特性に応じた土地利用を図り、また、ゆとりを持った住宅地を維持するため、敷地の細分化の防止や災害に強いまちづくりに努めること。

地区施設の整備の方針では、防災上の観点、地域間ネットワークの形成を図るため、道路・公園を地区施設と定め、整備を積極的に進め

て行こうとすること。

建築物等の整備の方針では、地区計画の目標、土地利用の方針の実現のため、最低敷地、壁面の位置、垣さくなどの構造について制限を行おうとするものです。

17 ページをご覧ください。

(8) 地区整備計画（案）についてです。

地区計画を構成するもう一つである「地区整備計画」について説明いたします。地区整備計画は、道路など地区施設の配置などに関することや建築物等に関することの2つで構成されています。

18 ページをご覧ください。

地区施設の配置・規模については、道路は幅員ごとに延長を、公園は規模と箇所数をご覧ください。地区施設の配置につきましては、19 ページで図面表示しております。着色されているものを、地区施設に位置付け、整備を進めようとする道路・公園であります。これを位置付けることによって、都市計画としてまちづくりを進める担保とすることが、今回の地区計画を定める大きなポイントであります。

20 ページをご覧ください。

建築物等に関する事項になります。はじめに、建築物の敷地面積の最低限度になります。土地利用方針でも示しているように敷地の細分化を防止するため、敷地面積の最低限度を 120 m²にしたいと考えています。最低敷地面積についてはイラストのとおり、すでに土地が居住の用に供している土地については現状のとおり使用できます。農地や駐車場などの更地で、これから土地利用を図ろうとする土地に対し規制していこうとする考えです。120 m²を限度としたことについては、当地区は 100 m²程度の住宅地が多く占めております。現在では 120 m²から 150 m²程度のゆとりをもった居住環境を求める需要が多くあると言えます。ポイントとしては、狭小敷地による居住環境の悪化の防止、ゆとりある住環境が確保・維持できることなどが挙げられます。

21 ページをご覧ください。

続いて、壁面の位置の制限になります。建築物の外壁や柱の面から、道路境界線及び隣地境界線から 0.5m以上離すこととしたいと考えています。家と家との間に一定の距離をおくことで、「通風」や「採光」を確保することができ、災害時などいざという時には避難路にもなる空間を確保し、快適で安全な暮らしを実現したいと考えています。ポイントとしては日当たりや風通し、やはり一番は災害時の安全性を確保することだと思います。

22 ページをご覧ください。

続いて、かき又はさくの構造の制限になります。道路に面する垣・さくの構造は生垣、または透視可能なフェンスとし、この場合基礎の高さは 0.6m以下とし、垣・さくの全体の仕上りの高さは 1.5m以下としたいと考えております。ポイントは、大きな震災以降特に関心が強く、倒壊による災害の防止や避難路の確保、円滑な災害救助活動にあると考えます。また、緑の多い街並みは潤いを醸し出す効果などがあり、緑を増やせるように誘導していくことは、街並み環境としては、優れた地区になると考えております。

	<p>23 ページをご覧ください。</p> <p>5 今後の予定についてです。</p> <p>説明会終了後には、個別相談会を行い、疑問点や確認したい事項、また、ご不明点や不安を感じていることなどまちづくりについてご相談いただきたいと思います。期日は、2月19日（月）・20日（火）、3月16日（金）から19日（月）において双柳地区行政センターで行います。なお、ご相談等は、区画整理事務所でも随時ご覧いただけますので、こちらもご利用いただけたらと思います。また、今後現地調査や測量作業などが予定され、場合により民地に立ち入ることがありますので、ご協力をお願いします。</p> <p>24 ページをご覧ください。</p> <p>平成29年度の2月に地元説明会 平成30年度の前期に都市計画変更案の説明公聴会等 平成30年度の後期に県知事協議、都市計画案の縦覧 平成31年度の前期に市都市計画審議会を予定しております。</p> <p>また、都市計画の決定を双柳南部地区の事業計画の変更と同時に予定したいと考えています。平成32年度には、新たな計画をもって当地のまちづくりを進めていきたいと考えているところでございますので、改めて皆さまのご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
管理・企画担当主任	<p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>委員の皆様からご質問等ございますか。</p>
委員	<p>法的手続きは平成30年度以降ということによろしいですか。</p>
管理・企画担当主任	<p>平成30年4月から法的手続きを進めていきます。また、説明公聴会については夏頃に開催し、縦覧については年が明けた1、2月を目標に行っていきたいと考えております。</p>
委員	<p>整備計画図（案）にある地区の北西側の行き止まり道路の先に転回広場を整備して問題ないのですか。そこを行き止まり道路にした理由は事業費を削減するためですか。また、ほかにも地区内に行き止まり道路はありますか。あればそのようなところを行き止まり道路にし、転回広場を設けるような形にすればもっと事業費の削減ができ事業が進捗すると思うので検討してほしい。</p>
管理・企画担当主幹	<p>基本的には、そのほかの行き止まり道路はありません。ただし、位置指定道路（開発道路）の行き止まり道路はありますが、そこを市で手を付けるということはできませんので残っております。</p>
委員	<p>整備計画図（案）の変更箇所があるが、区域の変更と整備計画の変更を一緒に行うということですか。</p>

管理・企画担当主幹	そうなります。
委員	区画整理区域内と区域外の歩行者専用道路の扱い方について、(都)阿須小久保線の(都)東原巽原線から北側は地区内に入る3本の歩行者専用道路になっているが、(都)東原巽原線から南側の除外エリアでは旧道を生かした車の通れる道路を3本整備する予定であり、同じ都市計画道路で北と南のグレードの違いはどう考えるのか。
管理・企画担当主幹	北側については、車の通れない歩行者専用道路としての機能はすでに発揮しています。また、認知されているものを覆して変更していくというのは難しいと思います。南側については、すでに市道としてあり車の通れる道路として機能しているため、これを車の通れない歩行者専用道路にすることも難しいと考えられます。これらについては警察とも協議をして設計しております。
委員	双柳南部地区の北側の整備はどうなるのか。
管理・企画担当主幹	北側については、おおむね住宅形成ができています。よって、双柳南部地区(48.5ha)とは切り離して考えています。
委員	見直しについては、北側も考慮に入れた一体的なまちづくりを考えていただきたいと思います。
委員	18ページ、建築物の敷地面積の最低限度について、都市計画決定前であれば120㎡の制限に関わらず分割できるということですか。また、できる場合、何か市として対策は考えていますか。
管理・企画担当主幹	基本的には都市計画決定するまでは制限するのは法的に難しいと思います。あとはその間、権利者に対してどこまで指導できるかどうかだと思います。
委員	双柳南部地区の区画整理は事業開始前の開発等によりスプロール化していったため、ここまで時間がかかったと考えられますので、今回何か対策がないのかと思います。
管理・企画担当主幹	市としては計画変更までの時間を短くすることが1番ではないかと思います。
委員	整備計画図(案)の整備水準の考え方で袋路状道路の解消という部分で幅員4mの道路の延長が100m超えるところについては待機所を設けるなどを検討してもらいたい。
管理・企画担当主幹	ご意見として承ります。
委員	整備計画図(案)の図面で(都)東原巽原線から北側にある歩行者

	<p>専用道路を今は左折できますが、そこを左折させない理由はなんですか。</p>
管理・企画担当主幹	<p>地区内の通過交通を抑制させるという考えになります。 この変更点については、関係権利者の要望と負担が伴うものだという事をご承知願います。また、歩行者専用道路については双柳小学校の通学路でもあり、安全性確保のため歩行者専用道路に車道が横断しないようにしています。</p>
委員	<p>区画整理に反対している人がいると聞きましたが、今後、どう対処していくのか。</p>
管理・企画担当主幹	<p>権利者の方に対し、しっかりと対応していきます。</p>
管理・企画担当主任	<p>他に委員の皆様から何かございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
管理・企画担当主任	<p>ありがとうございました。続いて次第の 4「その他」に入ります。事務局より報告がございます。</p>
管理・企画担当主査	<p>次第の 5「その他」についてご説明いたします。 机上に資料をご用意させていただきましたが、双柳南部地区の審議会委員選挙の件です。 平成 30 年 5 月 9 日をもちまして任期満了を迎えます。選挙につきましては、土地区画整理法に基づき日程を組んでいます。今後のスケジュールとしましては、2 月 15 日（木）から 2 月 28 日（水）までの 14 日間で選挙人名簿の縦覧を行い選挙人名簿が確定します。その後、3 月 20 日（火）から 3 月 29 日（木）までの 10 日間で立候補届の受付を行い、立候補者数が定員を超えた場合は選挙となります。選挙期日につきましては、先日、1 月 17 日付で選挙期日の公告を行いまして、4 月 15 日（日）を予定しております。また、先日、区画整理ニュースの選挙特集号を発送いたしました。あわせてそちらもご覧いただければと思います。なお、次回の審議会は選挙後の新しい委員での開催となり、現在の委員で開催する審議会につきましては、今回が最後となります。委員の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。 説明は以上です。</p>
管理・企画担当主任	<p>事務局からは以上となります。 委員の皆様から何かございますか。</p>
委員	<p>平成 30 年度の主な計画を教えてください。</p>

管理・企画担当主幹	事業の見直し作業がメインになります。
委員	道路工事等はしないということですか。
課長	平成 30 年度については、道路工事等ができる部分を行います。また、現計画の建物移転を 1 件行います。
委員	双柳地区行政センター東側の南北 6m 道路はいつ頃整備するのか。
課長	下水道計画もあるので見直し後、平成 32 年以降の新しい計画の中でお示ししていきます。
委員	防犯上も問題があるので早期に整備を進めてもらいたい。
委員	双柳については、空き家が目立ってきており治安も悪くなっている ので区画整理課でも地区内を注意して見て欲しい。
委員	審議員の任期は 5 年だったと思います。 平成 32 年に計画変更した場合、権利がなくなると思うが、今回の選挙 自体も権利はないのですか。
課長	あくまで平成 32 年に計画変更していく計画予定なので、今回の選挙 においては今の地区面積 48.5ha 内の権利者に権利があります。
委員	見直しし、計画変更後に施行面積が減った場合、審議員はそれに 応じて減るのか。
管理・企画担当主幹	土地区画整理法で審議員数の基準があり、最低 10 人となります。計 画を変更し、施行面積が減っても 10 人以下にはなりません。
委員	立候補は何人ですか。
管理・企画担当主幹	8 人です。
委員	立候補者が 8 人いない場合はどうなるのですか。
課長	欠員ということになります。定数の 3 分の 1 を切らなければ補選は 行いません。
委員	審議会会議は会長が欠席の場合、審議会開催はどうなるのか。
課長	職務代理がいるのでその方に進行をお願いすることになります。
管理・企画担当主任	他に委員の皆様から何かございますか。

<p>管理・企画担当主任</p> <p>課長</p>	<p>(なしの声あり)</p> <p>それでは、以上で本日の審議会については終了させていただきます。閉会にあたり加治課長よりあいさつを申し上げます。</p> <p>(あいさつ)</p> <p>(閉会 15時20分)</p>
----------------------------	---

議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 年 月 日

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____